

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

島根国民年金 事案 233

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年9月まで

私が成人後、2年ぐらいしてから父親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を一括して納付した。家にとって大金であったが自分の将来のためだと話し合ったことを良く覚えている。几帳面^きで厳しかった父が私の国民年金保険料を納付したものと信じている。保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居の父母、兄は国民年金加入期間の国民年金保険料を完納しており、納付意識の高い家族であったと推認されるとともに、申立人の兄も「弟が国民年金に加入した時に、家族で話し合っ、弟の将来のことを考えて、未納期間が無いように保険料をまとめて納付した記憶がある。」と証言している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、過年度納付保険料に当たる期間についても昭和37年10月以降は納付済みであり、申立人の父親が申立期間のみを除いて国民年金保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで
昭和 61 年に入社し平成 2 年ごろに退社するまで、A 事業所に勤務した。
A 事業所にも確認したが、関係書類が残っていない上、経理部長も亡くな
っており、申立期間の厚生年金保険の加入については分からないと言われ
たが、その後、平成 6 年 1 月から約 2 年間 A 事業所において別の業務をし
ていた期間については、厚生年金保険被保険者期間となっているので、申
立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所における厚生年金保険被保険者期間（平成 6 年 1 月 26
日から 7 年 12 月 21 日まで）以前に同事業所に勤務していたことは、期間の
特定はできないものの、事業主及び複数の同僚の証言等からうかがわれるが、
申立期間において雇用保険に加入しておらず（厚生年金保険被保険者期間で
ある平成 6 年 1 月 26 日から 7 年 12 月 20 日までの期間は雇用保険の加入記
録あり。）、勤務していた期間を確認できる資料及び証言は無い上、社会保険
庁の記録によると、申立期間は国民年金被保険者期間であり、昭和 62 年 3
月までは申請免除期間となっている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、昭和 61 年 7 月から平成 3 年 3
月までの間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、
申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A 事業所の事業主は、「経理部長が亡くなっており関係資料も残
っていないことから、申立人の厚生年金保険料控除については不明である。
申立期間当時は、現会長が事業主であったが、給料関係はすべて経理部長に
任せていたため、申立人の雇用条件は分からない。」と供述しており、同事
業所への就職を斡旋した人も亡くなっているため、証言を得ることができな
い。

加えて、申立人は、「申立期間当時も正職員だった。」と供述しているが、その事実を確認できる資料及び証言は無く、申立人から名前の挙がった同職種の同僚二人は、申立期間当時はパート職員及びアルバイト職員（高校生）であったと回答し、パート職員だった同僚は、「別職種の職員と事務職員は、正職員として厚生年金保険に加入していたが、それ以外の業務の職員は、パート職員が多く、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。また、当時の厚生年金保険への加入について、社会保険庁が管理している記録から申立期間当時に勤務していたことが確認できた同僚二人に照会したところ、「自分は、勤務当初はパート職員であったが、勤務時間が増えた時に正職員となり厚生年金保険にも加入した。申立人が、パート職員であったか正職員であったかは不明である。」（事務職員）、「採用時に、正職員として採用するので、厚生年金保険に加入すると説明を受けた。」（別職種職員）とそれぞれ証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。